

OECD環境統計において「環境関連税制」とされている我が国の既存税制について

参考資料5

税目 (課税主体)	課税対象	税率	税収 (20年度予算)	使途
揮発油税 (国)	揮発油 〔製造場から移出し、又は保税地域から引き取るもの〕	48,600円/kI (本則：24,300円/kI)	27,685億円	道路整備
地方道路税 (国)		5,200円/kI (本則：4,400円/kI)	2,962億円	地方財源として譲与
石油ガス税 (国)	自動車用石油ガス 〔充てん場から移出し、又は保税地域から引き取るもの〕	17.5円/kg	280億円	道路整備 (1/2は国の財源。1/2は地方財源として譲与)
軽油引取税 (都道府県)	軽油 〔特約業者又は元売業者からの引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの〕	32,100円/kI (本則：15,000円/kI)	9,914億円	道路整備 (地方の財源)
航空機燃料税 (国)	航空機燃料 〔航空機に積み込まれるもの〕	26,000円/kI	1,052億円	空港整備等 (11/13は国の財源。2/13は地方財源として譲与)
石油石炭税 (国)	原油、石油製品、ガス状炭化水素、石炭 〔採取場から移出し、又は保税地域から引き取るもの〕	・原油、石油製品 2,040円/kI ・LPG、LNG等 1,080円/t ・石炭 700円/t	5,210億円	燃料安定供給対策 〔石油、天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るために、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置〕 エネルギー需給構造高度化対策 〔内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るために、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源CO2排出抑制対策などの措置〕
電源開発促進税 (国)	販売電気 〔一般電気事業者が販売するもの〕	375円/1000kwh	3,480億円	電源立地対策 〔発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付、発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置〕 電源利用対策 〔発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置〕
自動車重量税 (国)	自動車 〔自動車検査証の交付等を受ける検査自動車及び車両番号の指定を受ける届出軽自動車〕	〔例〕乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・家用 6,300円 ・営業用 2,800円 (本則：いずれも2,500円)	10,725億円	道路整備 (国の収入額の約8割) 3分の1を市町村へ譲与
自動車税 (都道府県)	自動車 〔4月1日に所有する乗用車、トラック等〕	〔例〕家用 1.5~2t 39,500円/年	17,148億円	一般財源
軽自動車税 (市町村)	軽自動車等 〔4月1日に所有する軽自動車、原動機付自転車等〕	2,500円/年	1,690億円	一般財源
自動車取得税 (都道府県)	自動車 〔取得する自動車〕	・家用 取得価額の5% ・営業用・軽自動車 " の3% (本則：いずれも3%)	4,024億円	道路整備 (地方の財源)